

事務連絡

令和5年6月26日

各特殊会社の長 殿

各独立行政法人の長 殿

各業界団体の長 殿

国土交通省大臣官房長

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程の遵守の徹底について（協力依頼）

省内各機関（外局含む）に対しては、別紙のとおり倫理法及び倫理規程の遵守の徹底について周知をしたところです。

つきましては、貴法人内（団体加盟企業含む）においても添付資料により、倫理法及び倫理規程へのご理解とご協力の周知をよろしくお願いいたします。

事務連絡
令和5年6月26日

内部部局の長 殿
施設等機関の長 殿
特別の機関の長 殿
地方支分部局の長 殿
外局の長 殿

大臣官房長

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程の遵守の徹底について

倫理法及び倫理規程の遵守をはじめ、綱紀の厳正な保持について、これまでも機会あるごとに職員に対し注意喚起を図ってきたところでありますが、今般の倫理法違反事案を幹部職員が引き起こしたことについては、これを重く受け止める必要があり、国土交通省一体となって再発防止を図るため、各機関等においては、職員に対し添付資料により注意喚起を行うとともに、とりわけ下記事項についての対応を通じて倫理法及び倫理規程の遵守を徹底願います。

記

- 1 一般に利害関係者が多い幹部職員については、事業者の事業内容についてホームページ情報等の確認によるほか、直近3年間の所属部局への確認を通じ、利害関係の確認を行うことが望ましい。なお、利害関係の有無が明らかでない場合には、利害関係者であることを前提としたルールの遵守を図る。
- 2 今後退職する職員に対し、旧知の先輩後輩の関係においても、退職後においては各時点における地位に基づき、利害関係の有無について判断がなされることとなることを踏まえ、現役職員について倫理法等違反を疑われる行為を誘引することがないよう対応するよう、制度の周知徹底を図るとともに、国土交通省の所管に係る業界団体に対し、倫理法に基づく各種ルールの再周知及び団体加盟企業への周知依頼を行う。
- 3 複数の幹部職員が会食に参加する場合には、利害関係が混在することにより、予期せぬ出来事で倫理法に抵触することが想定されるため、事前に、参加者の利害関係を整理・共有し、認識不足による同様の事案を防止する。

(添付資料)

- ・国家公務員倫理教本（人事院 国家公務員倫理審査会）
- ・国家公務員の倫理保持のためのルール（人事院 国家公務員倫理審査会）
- ・国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ（リーフレット）（人事院 国家公務員倫理審査会）
- ・国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ（カード）（人事院 国家公務員倫理審査会）

国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ ～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により**利害関係のある事業者の皆様**から以下の行為を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

× 金銭や物品の贈与

× たとえ祝儀や香典という名目であっても違反

○ 国家公務員本人との関係でない場合（例えば国家公務員の配偶者が知人で、祝儀を出すなど）はOK

× 酒食等のもてなし(接待)

○ 公務員が職務として出席した会議で、弁当などの簡素な飲食物を出す場合は OK

○ 多数の者が出席する立食パーティーで無料で飲食物を提供する場合は OK

○ 割り勘で飲食を共にする場合は OK

※国家公務員が自身の費用を確認するため、会計金額等を確認する場合がありますので、御協力をお願いします。

× 車での送迎など、無償でのサービスの提供

○ 職務で来た公務員を、周辺の交通事情等から相当と認められる範囲で、日常的に使用している自動車（社用車など）により送迎する場合は OK

× 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること

× 公務員が自身の費用を負担した場合も違反

× 金銭の貸付け

○ 金融機関が一顧客である公務員に貸付けを行う場合は OK

× 未公開株式の譲渡

× 有償であっても無償であっても違反

× 無償での物品や不動産の貸付け

○ 訪問を受けた際などに、文房具等を貸す場合は OK

あなたにとって**利害関係者**に該当するかは裏面をご覧ください！



あなたはどの国家公務員にとっての「利害関係者」ですか？

以下の職務を行う国家公務員にとって、あなたがその職務の相手方となる場合、その国家公務員にとって、あなたは「利害関係者」となります。

- ✓ あなたの事業を所管している部局の担当職員
- ✓ 立入検査、監査又は監察を行う担当職員
- ✓ 不利益処分や行政指導を行う担当職員
- ✓ 許認可等や補助金等の交付を行う担当職員
- ✓ 契約事務の担当職員

(注)利害関係のあった職員が異動した場合も、異動後3年間は利害関係者として取り扱われます。



あなたは、利害関係者ではありません。ただし、これらの事務を担当していない国家公務員に対しても、繰り返し接待をするなど、社会通念上相当と認められる程度を超える場合は、法令違反となり、相手方の国家公務員は処分されてしまいます。

「社会通念上相当と認められる」か否かは、利益供与の理由、額、頻度、国家公務員との関係性などを総合的に勘案して判断することとされています。

判断に迷う場合は、相手方機関又は倫理審査会事務局へお問い合わせください。

国家公務員倫理審査会HP

国家公務員倫理審査会

検索



公務員倫理ホットライン

(匿名での相談・通報も受け付けています)

メール rinrimail@jinji.go.jp

※ 郵送、電話、FAXによる通報も受け付けております。詳細は下記のwebサイトを参照ください。

WEB

公務員倫理ホットライン

検索



※ 相談・通報者の指名等は窓口限りにとどめるなど、相談・通報したことを理由として相談・通報者が不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。

国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ

～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により利害関係のある事業者（裏面参照）の皆様から**原則として、以下の行為を受けることが禁止されています。**国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

- 金銭や物品の贈与
- 酒食等のもてなし（接待）
- 車での送迎など、無償でのサービス提供
- 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること
- 金銭の貸付け
- 未公開株式の譲渡
- 無償での物品や不動産の貸付け



審査会HPはコチラ→

※上記の禁止行為に該当した場合でも、一部例外として認められるものもあります。
詳しくは国家公務員倫理審査会ホームページを御覧ください。

利害関係があるとは・・・

国家公務員が以下の職務権限をあなたの属する事業者(※)に持っている場合です。

- ◆ 事業所管
- ◆ 許認可
- ◆ 補助金交付
- ◆ 立入検査、監査、監察
- ◆ 不利益処分や行政指導
- ◆ 契約 など

※国や地方公共団体などの団体のほか、個人事業者も含まれます。

利害関係者ではない事業者からであっても、国家公務員が繰り返し接待を受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超える接待・贈与を受けた場合には、その国家公務員が法令違反となります。

表面にある禁止されている行為をしている国家公務員を見かけた方は・・・



公務員倫理ホットライン(国家公務員倫理審査会の相談・通報窓口)

メールアドレス rinrimail@jinji.go.jp

※通報した方の氏名等は窓口限りにとどめるなど通報者が不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。
なお、匿名での通報も可能です。

公務員倫理ホットライン

検索

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和5年3月 国家公務員倫理審査会作成